

児童福祉法及び児童虐待防止法による親権の制限等について

1 一時保護中（児童福祉法第33条第1項、第2項）

① 保護者による児童の引渡し要求の拒絶

児童福祉法第33条第1項の解釈。「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号）第5章第3節7（2）。「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日付け児発434号）4（2）。

② 保護者に対する面会・通信制限【19年改正より】

児童虐待防止法第12条第1項。児童相談所運営指針第5章第3節7（2）。

③ 連れ戻しのおそれの場合等の保護者に対する児童の住居秘匿【19年改正より】

児童虐待防止法第12条第3項。児童相談所運営指針第5章第3節7（2）。

一時保護中の児童相談所長等の監護権については規定なし。

2 同意による施設入所等措置中（児童福祉法第27条第1項第3号）

① 保護者による児童の引渡し要求の場合の一時保護【16年改正より】

児童虐待防止法第12条の2（強制入所等措置への移行が前提）。児童相談所運営指針第4章第5節2（9）。

② 保護者に対する面会・通信制限【19年改正より】

児童虐待防止法第12条第1項。児童相談所運営指針第4章第5節2（7）。

児童福祉施設の長の親権行使については、5に記載。

3 家庭裁判所の承認による施設入所等措置中（児童福祉法第28条第1項）

① 保護者による児童の引渡し要求の拒絶

児童福祉法第28条第1項の解釈。「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」5ウ（ア）。

② 保護者に対する面会・通信制限【16年改正より】

児童虐待防止法第12条第1項。児童相談所運営指針第4章第5節2（7）。

③ 保護者に対する接近禁止命令【19年改正より】

児童虐待防止法第12条の4第1項。児童相談所運営指針第4章第5節2（8）。

「児童虐待防止法等の見直しに関する論点整理」において「裁判所の関与については引き続き検討を要する」とされている。

④ 連れ戻しのおそれの場合等の保護者に対する児童の住居秘匿【19年改正より】

児童虐待防止法第12条第3項。児童相談所運営指針第4章第5節2(7)⑤。

児童福祉施設の長の親権行使については、5に記載。

4 在宅指導中又は施設入所等の措置中

① 児童相談所長による親権喪失宣告の請求【昭和26年改正より】

児童福祉法第33条の7。児童虐待防止法第11条第5項。児童相談所運営指針第4章第9節2。「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号)。

② 児童相談所長による親権喪失宣告の請求(医療ネグレクト)

「児童虐待防止法等の見直しに関する論点整理」において「現行法で可能な対応(親権喪失宣告の申立てとともに、保全処分として親権者の職務執行停止・職務代行者の選任の申立てをする)についてマニュアルを作成する等して周知を行う」こととされた。

「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成20年3月31日付け雇児総発第0331004号)。

③ 児童相談所長の親権代行【19年改正より】

「児童虐待防止法等の見直しに関する論点整理」において、未成年後見制度の在り方等については、引き続き検討が必要とされたが、児童相談所長が未成年後見人選任の請求をした際に、未成年後見人が選任されるまでの間、児童相談所長が私人としてではなく、職分として親権を行使できることとされた。

児童福祉法第33条の8第2項。児童相談所運営指針第4章第9節3(2)

なお、親権そのものではないが、児童福祉法第33条の8第1項又は第33条の9の規定により、児童相談所長は、未成年後見人選任の請求や解任の請求の権限がある。

5 児童福祉施設の施設長の親権行使

① 親権者、未成年後見人があるに至るまでの間の児童福祉施設の長による暫定的親権代行権【昭和26年改正より】

児童福祉法第47条第1項。

② 児童福祉施設の長又は里親の、監護、教育、懲戒権【制定時よ

り→昭和26年改正】

親権者の親権の効力との関係については、特段の規定なし。

児童福祉法第47条第2項。

6 保護者の親権行使等について

① 親権者の児童の利益尊重の責務【19年改正】

児童虐待防止法第4条第6項。

② 親権者のしつけに際する親権の適切な行使の責務【制定時（平成12年）より】

児童虐待防止法第14条第1項。

③ 親権者であることを理由に児童虐待に係る犯罪の責めを免れないことの明確化【制定時より】

児童虐待防止法第14条第2項。

7 親権喪失制度の適切な運用について

① 民法の親権喪失制度について児童虐待防止、虐待を受けた児童の保護の観点からの適切な運用を明確化【制定時より】

児童虐待防止法第15条。